



ILP ORIENTATION

Personal data

	Arrival date		
	Japanese name		
	English name		
	Date of birth		
	Term		
	Address		
	Passport no.		
	Height_____cm	Weight_____kg	Blood type_____

Flight schedule

	Date	Time	Flight	Change schedule
Domestic				
International				

SSP and first visa extension

--



ILP 学校規定

学校授業規定

1. 授業は週 5 日/4 週基準で、フィリピンの祝日又は休日は授業がありません。
2. 授業は毎 50 分授業で 10 分の休憩があります。
3. 授業は 8AM~6PM の間で進行されます。
4. 学生のレベルテストの結果、研究目的及び学業計画。トレーナーとの相談により教材の選択やカリキュラムを決定します。
5. 特別な理由なしでは校外での授業は認定されません。
6. 授業中飲食物の持ち込みは禁止です。
7. 出席率 90% 以上に限って修了証を発行します。
8. 毎月の最終週に定期レベルテスト[文法, 会話]を実施し、その結果は翌週にお知らせします。

<理由なしで不参加する場合、チューターの変更権限及び申請が喪失されますので注意してください>

- オフィス担当者 (Xar) が学生の出欠及び学業の全般的な部分に対して相談し管理します。授業やチューターについて質問がある場合は、担当者にお尋ねください。
- チューターの変更を希望される時や不便事項がある時は担当者と相談して正しい方向に学業が出来るようにお手伝いします。変更された授業のスケジュールは毎週金曜日に最終決定され、翌週の月曜日から適応されます。
- 授業を欠席する時は必ず授業開始 10 分前までにオフィス担当者 GENE に直接報告し、それ以外の報告は認定できません。〈病欠による欠席(病院診療確認書)に限っては補講を行います。〉

報告なしに授業を欠席した場合、翌月曜日から自動的に他チューターに変更されます(チューターの選択はできません)。

- チューターの不在時には代替のチューターが付けられます。また、補講に関する内容も担当者と相談後、決定します。



ILP 寮の規定

1. 寮の出入制限時間及び規律を厳守する。

- 出入制限時間は日曜日～木曜日は 01 時までで、金曜・土曜・祝前日は 02 時までです。

それ以降は施錠され、寮の出入はできなくなります。1分、2分の遅れも認められませんのでご注意ください。

*交通渋滞などのやむを得ない理由で 施錠時間に間に合わないことがわかった場合は、速やかに学校関係者に連絡をして下さい。あらかじめ連絡があった場合のみ、例外が認められます。

- 本校生徒及び本校関係者以外の(一般チューター含む)外部人は寮の 2, 3 階の出入が制限されます。また、異性間の客室出入を禁止します。

- 寮内の喫煙(喫煙スペース以外)、炊事は即時退去規定により警告されます。

- 寮内での飲酒が発見された場合は罰金(ビール1本につき 500 ペソ、その他の酒類は1本につき 1000 ペソ)を命じることとします。

また客室内で酒ビンなどが発見された場合も飲酒とみなします。

<上記の事項を守らない時は即時退去規定により措置します>

2. 寮の掃除と洗濯は週2~3回実施され、洗濯時の紛失、脱色、収縮、伸びについては弁償できません。

<他の学生の完了された洗濯物をもらった場合には必ず届出て、失くした学生が探すようにしましょう>

3. 石鹸、シャンプー、ティッシュなどの個人の生活用品は本人が直接購入して使いましょう。

4. 食事時間は朝食 07:30~08:30, 昼食 12:00~13:00, 夕食 18:00~19:00 です。

食事時間以外は提供されません。食事または共同物品のスプーン、カップ、お箸などは食堂外部には持ち出しできません。

5. 外出の時には必ず部屋の鍵を閉めるようにして下さい。本人の不注意での貴重品の損失に関する責任は取れません。<貴重品の別途保管を希望する学生はオフィスに問い合わせください>

6. 客室内部の施設に問題がある場合、寮の1階にある案内デスクの係員に通報し、すぐ手伝ってもらうようにします。

ILP 生活及び払い戻し規定

1. 学校及び寮でIDを着用します。
2. ビザ延長は航空券関連事項<特に、出国1週間前には必ず確認してください。>
*ビザ延長終了日 1~3 日前に延長する場合はペナルティーが生じる場合がありますので、必ず1週間前にビザの延長をしなければなりません。
-ビザ延長後にはパスポートに日付が正しく記入されているか必ず確認してください。
<ビザ延長の時期が過ぎると本人が直接移民局に行かないといけません。同時にペナルティーが課せられるので気をつけてください>
-国内及び国際線の航空券の日付を確認し、出国前に本人が直接該当の航空会社代理店に再度確認してください。
3. 電気使用料は毎月 7~10 日に請求されますのでオフィスに納付して下さい。
4. 研修の修了日は寮の退室日です。個人事情による追加宿泊は1日 700 ペソ[電気使用料、3食含む]が請求されます。
5. 寮内の器物破損及び部屋の鍵の紛失は敷金(2,500php)から引かれるか、その場で損害金額を請求する場合がありますので、器物を使用する時には注意してください。
6. 研修期間の延長は予約状況により 4週~8 週間までオフィスに追加延長の可能可否の確認が必要で、研修終了2週間前までに追加費用を納付しなければなりません。
7. 現地での医療費用発生時は、本人負担が原則で、医療費用の支出証明として医療費領収証を必ず保管しておいてください。<保険加入者に限る>
8. 残余期間が4週間以上の場合に限って取り消し、払い戻しが可能で、残余期間に関する授業料や宿食費の 50%が払い戻しされます。(払い戻しは4週間毎になります。)
<但し、本人又は直系家族の病気による取り消しは、残余期間に対する授業料や宿食費

の 70%を払い戻しとなり、帰国後 30 日以内に返金されます。>

+ 退去規定による退去者は払い戻し規定によって残余 4 週間以上の場合のみ 50% が払い戻しされます。

+ 我々ILP は契約に関する授業や宿食の関連部分以外の個人的な問題につきましては責任は取れません。

+ 現地の天災地変、紛争など不可抗力な理由で契約されたサービスの不履行は本校では責任は取れません。

+ 本校の許可なしでされた行為での人命の損失、損害、被害などにつきましては責任が取れません。

上記の事項を順守することを約束します。

年 月 日

名前:

署名:

Eloisa V. Cunanan

President

ILP ENGLISH ACADEMYINC.

ILP English Academy



ILP 退去規定

即時退去規定

1. 学校の運営に実質的に被害を与える者（暴行、飲酒, 勉強雰囲気低下など）
2. 学校の授業以外に個人講師などで学業をする者
3. 寮内での男女の同宿行為の当事者
(他の学生又は職員により確認された事実にも適応)
4. 無断で他人の部屋に出入し、盗難などの事件を起こす者
5. 寮内での喫煙（喫煙スペース以外）、炊事
6. バコロドのカジノに無断出入禁止

(どんな理由でもカジノ内の出入は認められません)

- * 上記事項を守らない時、強制退去を命じます。
- * 初退去を命じられた際に4週以上の研修期間が残っている場合、払い戻し規定に従って50%が払い戻しされます。
- * 初退去を命じられて、50%の払い戻しが可能にも関わらず、退去を希望されない場合、引き続き研修はできますが、次にまた規定を守らなかった場合は払い戻しなしで強制退去されます。
- * 学生たちが快適に生活し勉強する場所であるためにこの規則が決められていますので、研修の期間中は必ず守ってください。

上記の事項を順守することを約束します。

年 月 日

名前:

署名:

Eloisa V. Cunanan
President

ILP ENGLISH ACADEMY INC.

***ILP 緊急時連絡先**

Ryan 0917-316-7386

Mido 0917-312-7579

Henry 0917-634-3150

Manager 0917-870-2756